

公益財団法人秦野市スポーツ協会市民体育祭（地区大会）開催  
補助金交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「本協会」という。）に加盟する地域団体が主催する市民体育祭（地区大会）（以下「体育祭」という。）に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象とする体育祭は年1回とし、以下を満たすものとする。

- （1） 本協会の後援を得ているものであること。
- （2） 広く参加者を募り、且つ多世代が出場できる種目を実施しているものであること。

（補助対象経費及び限度額等）

第3条 補助の対象とする経費は、体育祭の実施に必要な全ての経費とする。

2 補助限度額は、予算の範囲内とし、以下の算定基準により交付する。

- （1） 100分の70については、地域団体において均等割りとする。
- （2） 100分の30については、体育祭実施年の1月1日時点における6地区の人口割りとする。

ただし、東地区において末広小学校区に居住する者（自治会単位で判別）は、当該地区の人口及び世帯数から1世帯あたりの構成人数を算出し、本町地区へ編入する。

（補助金の交付方法）

第4条 体育祭実施2週間前までに、地域団体の指定する口座へ支払うものとする。

（報告義務）

第5条 地域団体は、体育祭終了後、すみやかにプログラム等及び実績報告書（別記様式）を本協会事務局まで提出するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。  
(補助内容の見直し)
- 2 この規程の施行後 3 年以内に補助内容を見直すものとし、以後同様とする。

別記様式（第5条関係）

実績報告書（市民体育祭[地区大会]）

収入金額 円

支出金額 円

差引金額 円

## 1 収入の部

| 科 目           | 金 額 | 備 考              |
|---------------|-----|------------------|
| 補 助 金         | 円   | (公財) 秦野市スポーツ協会より |
| 寄 附 金 ・ 協 賛 金 | 円   |                  |
| 負 担 金         | 円   |                  |
| 雑 収 入         | 円   |                  |
| 合 計           | 円   |                  |

## 2 支出の部

| 科 目               | 金 額 | 備 考 |
|-------------------|-----|-----|
| 選 手 募 集 受 付 管 理 費 | 円   |     |
| 消 耗 品 費           | 円   |     |
| 印 刷 製 本 費         | 円   |     |
| 食 糧 費             | 円   |     |
| 会 議 費 ・ 準 備 費     | 円   |     |
| 備 品 購 入 費         | 円   |     |
| そ の 他             | 円   |     |
| 合 計               | 円   |     |

### 3 事業報告

| 参 加 人 数 | 事 業 概 要（当日の様子など） |
|---------|------------------|
| 名       |                  |

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会

会 長

团体名

代表者

